

第1章 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保に関する事項

第1 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保の基本的考え方

1. 確保すべき農用地等の面積の目標

本県の耕地面積は、昭和36(1961)年をピークとして減少を続け、令和元(2019)年現在は64.5千ヘクタールであり、過去のすう勢が今後も継続した場合は減少傾向が続くものと見通される。

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料自給率の向上と、安全で安心な食料の安定供給の確保を図る観点から、集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地を、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが必要かつ重要である。

また、農地の確保と有効利用は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

以上の状況を踏まえ、各種施策の積極的な推進により、必要な農地の確保及びその有効利用に努めるとともに、特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等を可能な限り保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るものとする。

確保すべき農用地等(農用地区域内農地)の面積については、基準年となる令和元(2019)年現在で55.3千ヘクタールであるが、優良な農地の確保とその有効利用に向け、農業振興地域制度の適切な運用と次に掲げる諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を積極的に推進することにより、令和12(2030)年には約54千ヘクタールの確保を目指すものとする。

2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

(1) 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

(2) 農業生産基盤の整備

農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農業振興地域の農用地区域を対象として行うものとし、農地中間管理機構等との連携を図りつつ農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農用地区域内農地の確保を基本とし、農用地区域内以外に代替すべ

き土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用や、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積・集約化に支障が生じないことなど、より適切かつ厳格な運用を図ることとする。また、国及び地方公共団体による公用施設又は公共用施設の整備や市町村の振興に関する計画、都市計画等の土地利用計画との調整を図る必要が生じた場合は、可能な限り早期の段階で農用地区域の変更要件を満たすよう調整を行い、農地の保全と計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

なお、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第12条の2の規定により、おおむね5年ごとに実施する基礎調査等に基づき、計画を総合的に見直す等、地域整備計画の適正な管理に努めるものとする。

(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(5) 農業振興地域整備計画の策定・変更

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域制度を適正に運用し、編入要件を満たす農地を編入するとともに、特に、転用目的が非農業である除外に際しては、厳格化された農地転用の許可基準に従って、転用の抑制に努める。また、手続については、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(6) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内における農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(7) 推進体制の確立等

法第4条に定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更、法第8条及び第9条に定める農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興及び地球温暖化対策に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、必要に応じ幅広く関係団体等の意見を求めるものとする。

第2 農業上の土地利用の基本的方向

1. 南部農業地帯

本地帯は、瀬戸内海に面した県の南部一帯であり、吉井川、旭川、高梁川の県内三大河川の下流域に広がる平野部を中心に、内海の島しょ部、県中北部の丘陵部にまたがる地帯で、総面積は県土のおおむね4割を占めている。温暖寡雨の典型的な瀬戸内式気候で、沖積層、花崗岩等が分布している。耕地は、肥沃な水田を中心とする広大な平野部、その北部の丘陵部には樹園地、畑が広がり、中北部地帯に比べ概して農業立地条件に恵まれており、収益性も高い。

この地帯に含まれるほとんどの市町は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域が指定され、市街化区域と市街化調整区域の区域区分や用途地域等の決定がなされており、さらに全ての市町で農業振興地域の指定を受け、計画的な土地利用を図っている。

人口はほとんどの市町で減少傾向にあり、高齢化が進行し少子化が定着する中では、増加は見込み難い。今後は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化、産業の振興などの施策の積極的な展開をすることにより、中心市街地や地域の拠点の周辺への人口の集積傾向が続くものと予測される。

また、県南新産業都市区域、吉備高原地域テクノポリス開発計画地域、備後工業整備特別地域等に指定され、県外からの企業誘致や地場企業の高度化などへの取組を積極的に図ってきた地域である。産業形態としては、本県産業の先導的役割を果たしている水島工業地帯を中心とする基礎素材型産業が主体であり、中北部地帯に比べ商工業の集積度が高い。また、瀬戸大橋、山陽自動車道、中国横断自動車道岡山米子線、岡山空港等の整備に伴い、「人・もの・情報」が行き交う交流拠点としての優位性を一段と高めている。

今後、広域交通網の整備や水島港など港湾の機能強化など、交通・物流基盤の強化が進められることにより、西日本の交通の結節点としての優位性を生かした企業誘致や起業化の促進等が図られ、さらに発展するものと予測されている。

こうした社会経済情勢により、県内産業の均衡のとれた振興を図るため、今後増加が見込まれる産業用地等については、秩序ある土地利用のもとで、農業的土地利用と非農業的土地利用との十分な調整を行い、優良な農地の維持・保全に努めるものとする。

農業及び農業的土地利用の推進方向

ア 吉井川、旭川、高梁川の下流沿岸流域に広がる沖積平坦部の水田は、良好な土地条件と優れた団地性を有するとともに、基幹用排水施設が整備され、集団的な農地として利用し得る条件を備えている。今後はさらに農地の大区画化や汎用化の整備等を進め、集団的な農地として水稲のほか、大豆、麦、野菜等の栽培を推進することによって、効率的な利用を図る。

また、岡山市、倉敷市等の市街地周辺では都市近郊的立地条件を生かした野菜、花き等集約的で高収益な園芸農業を展開することで農地の効率的な利用を図る。

イ 瀬戸内海沿岸の干拓地の水田や畑は、肥沃な土壌と優れた団地性を備え、かつ、基幹用排水施設の整備が実施され、優良な農地としての土地条件が整っている。水田は、汎用化のための用排水分離や暗渠排水を進め、集団的な農地として水稲のほか、大豆、麦、野菜、飼料作物等の栽培を推進することにより、効率的な利用を図る。

ウ 瀬戸内海沿岸の丘陵地の農地は、緩やかな傾斜を有し、露地野菜、果樹、花きの栽培を中心に利用されている。一部地域ではかんがい施設の整備が実施されているものの、農地の水源はため池が主体であることから、干ばつの被害を受けやすいため、今後とも、ため池改修等を推進することにより、農地の効率的な利用を図る。

エ 岡山平野の北部丘陵地帯の農地は、古くから樹園地として利用されており、一部地域ではかんがい施設の整備が実施されていることから、今後も果樹栽培を中心に農業上の

利用を確保する。

オ 吉備高原の南部地域は、ほ場整備が実施された水田に加え、かんがい施設が整備された畑地が比較的多い集団的な農地で、水稻のほか、野菜、果樹等が栽培されている。今後とも、農道整備を推進するとともに、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。

カ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。

キ 丘陵部の山林原野等については、今後、肉用牛の通年方式による放牧や草地の再生・利用を含めた開発を実施し畜産の振興を図る。

2. 中北部農業地帯

本地帯は、県下の三大河川により細分化された上流地域に位置し、中部丘陵地帯から中国山地南麓地域にかけ変化に富んだ地形を形成しており、総面積は県土のおおむね6割を占めている。中部は概して温暖寡雨で花崗岩、石英粗面岩等が分布し、北部は、日本海式気候に近い積雪寒冷地帯であり、花崗岩、秩父古生層等が分布している。

また、耕地は吉備高原、津山盆地、美作台地、蒜山高原等のなだらかな広がりを持つ地域を主体として河川、山林など複雑な地形の中に分散しているが、地形的制約から南部地帯より畑地の構成比の高い地域が多い地帯である。

土地利用については、全ての市町村で農業振興地域の指定を受け、さらに7市町においては、都市計画法第8条第1項で定める用途地域の指定がなされ、計画的な利用を図っている。

この地帯は、農林業が基幹産業であるが、中国横断自動車道岡山米子線や中国縦貫自動車道等広域交通網の整備により関西圏への近接性が高まり、この立地条件を生かして、県外からの企業誘致を積極的に推進している。

人口は減少傾向にあり、過疎化、高齢化が進行している。過去のすう勢からすると今後この傾向は続くものと予測されるが、今後、広域交通網の整備が進められ、地場産業の技術力の向上にも波及効果のある県外からの企業誘致や既存企業の活性化や起業化、公的産業団地等を核とした商工業の振興等が見込まれ、将来の発展性が期待される地域である。

こうした社会経済情勢により、今後の農村における土地利用は、広域交通網や内陸工業団地等の整備に伴う商工業の振興等に対して、地域の特性を踏まえ、長期的視点に立って農業的土地利用と非農業的土地利用の秩序化を通じた調整を図り、農業、農村の活性化に努めるものとする。

農業及び農業的土地利用の推進方向

ア 吉備高原の北部地域は、ほ場整備が実施された水田やかんがい施設が整備された畑地が比較的多く、集団的な農地として整備されており、水稻、野菜、果樹等が栽培されている。しかし起伏が多い複雑な地形であり、集団的な農地としての利用を一段と高めるために、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。

イ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。

ウ 吉井川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、ほ場整備等の水利条件の整備が実施されており、集団的な農地となっている。今後とも水田の汎用化等により一層大豆、飼料作物等を栽培し、効率的な利用を図る。

エ 旭川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、比較的団地性を有し、一部地域では、ほ場整備が実施され、水田の汎用化等が図られている。その他の農業生産基盤整備が進んでいない地域では、新たな基盤整備の推進や新規作物の導入を進め、農地のより一層

の効率的な利用を図る。

オ 北東部の緩傾斜丘陵地帯で農地造成によって整備された優良な畑では、果樹、畜産等の団地化に努めてきたが、担い手の高齢化等により荒廃農地が発生してきている。今後はこれらの地域においては、農業生産基盤の再整備を実施するとともに新規作物の導入を進め、農地のより一層の効率的な利用を図る。

カ 中国山地の比較的団地性を有している水田は、ほ場整備等が実施され、水稻のほか、水田の汎用等による大豆や花き等新規作物の導入を通じて、農地の効率的な利用を図る。特に、山間部にある棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を推進する。

キ 中国山地で農地造成によって整備された集団性の高い優良な畑は、夏季冷涼な気象条件を生かすとともに、野菜などの輪作体系の確立等により、効率的な利用を図る。

ク 山間地域の山林原野等については、採草放牧地の造成や肉用牛の夏山冬里方式等の放牧により効果的な利用を図る。

ケ 蒜山高原はなだらかな高原地帯であり、水田は、ほ場整備等も実施され、水稻のほか、野菜、飼料用作物等の作付けも盛んであることから、今後とも効率的な利用を図る。

また、畑地や草地については、野菜と飼料作物との輪作を支援することにより効率的な利用を図るとともに、ぶどうを新たな品目として推進する。